

事務連絡
平成26年 7月22日

中国バス協会 会長 殿

中国運輸局自動車交通部長



貸切バス運行間等における適正な運賃収受について（基本方針）

標記について、別添のとおり各運輸支局長あてに通知をしましたので、内容をご留意の上、傘下会員あてに周知していただきますようお願ひいたします。



事務連絡
平成26年 7月22日

各運輸支局長 殿

中国運輸局自動車交通部長

貸切バス運行間等における適正な運賃収受について（基本方針）

平成26年3月27日付け中国運輸局公示第122号「一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の変更命令について」を制定し、新運賃・料金制度がスタートしたところですが、運行間等（いわゆる「中抜け」）における運賃・料金の適正収受に関する考え方につき、管内貸切バス事業者の経営の安定ならびに公平かつ健全な競争を確保することを目的とし、以下のとおり中国運輸局における基本方針を定めたので、留意願います。

なお、別添のとおり中国バス協会あてに通知をしておりますので、運輸支局におかれましては、協会未加入事業者への周知徹底をお願いします。

記

1. 運行間における運賃・料金の収受に関する考え方について

これまでの旧運賃料金制度「以下、（旧制度）という。」における運行間の運賃収受については公示の中で設定された「待機料金」を活用し、その適用については「旅客側の原因により車を待機させた場合」、さらに時間待機料金については「旅客が最初に乗車し、最後に降車するまでの間に旅客側の責により車を待機させた時間」について適用されてきたところである。

今般の制度改正により時間・距離併用運賃が構築され、結果として待機料金については時間制運賃に含まれることとなったが、新運賃制度上においても待機時間における運賃収受の考え方は旧制度と同様であり、現状においてもあくまで旅客側の責により車を待機させた時間についてはそれにかかる費用は徴収すべきと解される。

2. 具体的な内容について

上記1. の考え方に基づき、運送契約を締結される場合については以下の点に注意をされたい。

- ① 日帰り運行において、現地到着後、帰りの運行まで現地に乗務員ならびにバス車両を留める場合には、「旅客が最初に乗車し、最後に降車するまでの間に旅客側の責により車を待機させた時間」であると解されるため、発注者に対し、時間制運賃を請求し收受すること。
- ② 運行と運行の間に他の運送契約に基づく運行を行う場合および、近距離のため一度帰庫することが合理的な場合などは、「旅客側の責により車を待機させた時間」ではないため、時間制運賃の対象にはならないと考える。なお、帰庫した場合、それにかかる回送時間ならびに距離については発注者に対し、時間制運賃ならびにキロ制運賃をそれぞれ請求し收受すること。
- ③ 契約金額の考え方（※午前5時間・午後5時間で契約をするのか等）については引き続き、本省Q.A.19に従い、発注者と協議の上運送の申込・引受書によることとする。なお、自治体等からのバスの発注に際して見積もり合わせを実施するケースが頻繁的に行われるが、その際は発注者側に対し、事前に契約金額の考え方を確認することで契約の公平性が確保できるものと考える。

3. その他

当該事務連絡については、平成26年8月1日以降の契約から適用するものとする。

なお、運送当日に旅客の都合により現地待機時間が長くなつた等当初の運送契約内容に変更が生じた場合については、運送申込・引受書の記載内容を訂正し、あわせて運送約款（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第19条）に従い、運賃・料金の追徴または払戻しを確実に行うよう留意されたい。